

学校法人原田学園ガバナンス・コード確認項目遵守状況点検表

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力

(1) 原田学園は、建学の精神である教育三綱領（自律創生・信念貫徹・共存共栄）に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する岡山学院大学・岡山短期大学の教育目的を明示する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 教育三綱領（自律創生・信念貫徹・共存共栄）を明示し、内外に周知している。	○	本学公式ウェブサイト及び学校案内より明示し、学内外に周知している。
2) 教育三綱領（自律創生・信念貫徹・共存共栄）に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	○	

(2) 原田学園は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長が法人及び理事と密接に関わっている。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 学長を理事として選任している。	○	寄附行為に校長で理事となる者はこの法人が経営する岡山短期大学又は岡山学院大学の学長とすると規定されており、両校の学長である原田博史が理事となっている。両校の学則及び教授会規程を学校教育法を遵守しており、学長は職務を確実に実行している。
2) 原田学園は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	○	

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

(1) 原田学園は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画である「学校法人原田学園経営改善計画平成30年度～令和4年度（5カ年）」（以下、経営改善計画）を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 原則として5年以上の経営改善計画を策定している。	○	平成30年度から令和4年度までの経営改善計画（教学、人事、施設、財務等に関する事項を含む）を評議員会で諮問し理事会で策定し、経営改善プロジェクトチームを理事会で設置して推進している。 毎年教職員全体会議において進捗の状況を報告し共有を図っている。 経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長も加わり、実施管理表を作成して計画を推進している。 実施管理表の結果を事業計画に反映させ、更には認証評価結果や自己点検評価の結果を反映させている。
2) 経営改善計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	○	
3) 経営改善計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	○	
4) 経営改善計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	○	
5) 経営改善計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○	

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 原田学園は、法令遵守のための体制を整える。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	○	法令、省令の変更などを適宜確認し、教育活動及び業務に遺漏のないよう努めている。 教職員は、全体会議、教授会、学科FD委員会、SD委員会において、本学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメントポリシーなどについて共有している。
2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	○	公益通報者保護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展のための窓口を総務課に設けている。
3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	○	「学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程」
4) 健全な岡山学院大学・岡山短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	○	「同キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について」、「同ハラスメント調査会に関する細則」、「同ハラスメント相談体制に関する細則」を定めてハラスメントの防止に努めている。

4. 地域貢献

(1) 岡山学院大学・岡山短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。	○	教員の持つ専門的知識・技術を地域社会に積極的に提供すべく本学独自の「公開講座」や、地方公共団体と連携し「倉敷市大学連携講座」、「吉備創生カレッジ」などを実施している。
2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	○	教職員や学生の地域・社会貢献として大学では「健康寿命延伸教室」や「食育栄養まつり」、短大では「おかたん子育てカレッジ」などを毎年実施している。
3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	○	

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実

(1) 理事会は、原田学園の最高意思決定機関である。原田学園全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 理事会は、原田学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	○	理事会は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。
2) 理事会は理事長が招集する。	○	理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。
3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	○	理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	○	理事会は、毎年3月、5月、10月の定例会及び臨時会とし、令和2年度の理事会は、令和2年5月27日、同8月5日、同10月28日、令和3年3月3日、同3月31日に適切に開催し運営（いずれも出席者に外部理事を含む）した。
5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	○	予算決算等の報告は業務担当者の経理係長が説明し、外部理事の意見なども取り入れる機会がある。

(2) 理事長は、原田学園を代表し、原田学園の業務を総理する。理事(理事長を除く)は、寄附行為で定めるところにより、原田学園を代表し、理事長を補佐して原田学園の職務を掌理する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 理事長は、原田学園を代表し、その業務を総理している。	○	理事長は、理事の互選（寄附行為の規定）により学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事（寄附行為の規定）を1人指名している。
2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。	○	理事は、学科の学習成果と三つの方針や学科の教育方針を理事会で審議して制定施行したので、建学の精神、学科の教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共有はできている。
3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、原田学園のため忠実にその職務を行っている。	○	理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○	また、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。
5) 理事は、原田学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	○	

(3) 理事の選任は、私立学校法及び原田学園の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	○	<p>理事は、寄附行為第12条第5項の規定に従い、昭和25年4月1日から起算して4年ごとに任期満了し4月1日付けで改選している。従って、現在の理事の就任日は平成30年4月1日であるが、2名の理事が死亡及び辞任したので、それぞれ法令を遵守して欠員を補充している。本寄附行為は令和2年2月12日付文部科学大臣認可令和2年4月1日施行であるので、理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。</p> <p>寄附行為第12条第4項第1号の役員解任の規定は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次の様に定めている。</p> <p>4 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たな役員を選出し、これに充当することができる。</p> <p>1. 法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき 2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき 3. 職務上の義務に著しく違反したとき 4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p>
2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。	○	
①原田学園の設置する私立学校の校長	○	
②原田学園の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	○	
4) 理事は他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	○	
5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○	
6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	○	
7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている。	○	

2. 監事機能の充実

(1) 監事は、原田学園の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、原田学園としても適切な監査体制を整える。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 監事は、原田学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	○	監事は寄附行為の内容を理解し、学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している。 1. 法人の業務を監査すること 2. 法人の財産の状況を監査すること 3. 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること 4. 法人の業務又は財産について、理事会に出席して意見を述べること
2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負うことを理解している。	○	また、法人の業務及び法人の財産の状況の監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとしているがこのような事例はない。この報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求することとしているが同様に事例はない。
3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	○	現監事2人は、令和2年度に開催した全ての理事会及び評議員会に出席している。 文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べるなど、適切に運営している。
4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	○	また両人ともに毎年文部科学省が開催する学校法人監事研修会に出席している。
5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○	

(2) 監事の選任は、私立学校法及び各原田学園の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	○	
2) 監事を2人以上置いている。	○	
3) 監事は、他の原田学園の理事又は監事を4以上兼務していない。	○	監事は、理事長が評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者2人(定数2)がその任に当たっている。 監事の配置は、私立学校法を遵守している。
4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○	
5) 監事は、原田学園の理事、評議員又は職員を兼務していない。	○	

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。		理事長は、決算及び事業報告の審議以外次に掲げる事項について評議員会に諮問した後、理事会で審議している。
① 予算及び事業計画	○	1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
② 事業に関する中期的な計画である経営改善計画	○	2. 事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項
③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項	○	3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項 4. 合併
④ 役員に対する報酬等の支給基準	○	5. 寄附行為の変更に関する事項 6. 理事の3分の2以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散
⑤ 寄附行為の変更	○	7. 残余財産の処分に関する事項 8. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
⑥ その他原田学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○	9. その他学校法人の業務に関する重要事項 理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。5月、3月の定例会とその他臨時会となる。令和2年度は令和2年5月27日、令和3年3月3日、令和3年3月31日に適切に開催した。

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 評議員会は、原田学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる寄附行為に明記され、周知されている。	○	理事長があらかじめ評議員会の意見を聞く事項、寄附行為第18条に明記してある。 1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項 2. 事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項 3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項 4. 合併 5. 寄附行為の変更に関する事項 6. 理事の3分の2以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散 7. 残余財産の処分に関する事項 8. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 9. その他学校法人の業務に関する重要事項 評議員会には学校法人の業務、財産、理事の業務執行等を監査する監事も出席するのでダブルガバナンスが確保できている。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び原田学園の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。		評議員会は、寄附行為の規定に従い、理事長の諮問機関として15人の評議員(定数15~20)で構成している。15人の評議員は、本学の教職員4人(定数3~5)、25才以上の卒業生2人(定数2)、理事から選任された理事2人(定数2)、学長1人(定数1)、在学生の保護者3人(定数3~5)及び学校法人に関係ある学識経験者3人(定数2~5)となっている。
①原田学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
②原田学園の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
2) 原田学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	○	
3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	○	

第3章 教学ガバナンスの充実

1. 岡山学院大学・岡山短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 岡山学院大学・岡山短期大学は、原田学園の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学生の学習成果、3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)を定め、周知する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 学生の学習成果を明示し、内外に周知している。	○	大学及び短期大学はともに教育理念、学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)を建学の精神「教育三綱領」に基づいて一体的に定めており、学外に対して学校案内及び本学公式ウェブサイトにおいて表明し、学内に対しても入学式の学長式辞、入学式当日に配付する「学生便覧」「学生のしおり」により表明している。
2) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、内外に周知している。	○	

(2) 岡山学院大学・岡山短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 7年以内に1回認証評価を受け、適合の評価を受けている。	○	岡山学院大学は平成22年度、平成29年度、岡山短期大学は平成17年度、平成24年度、令和元年度にそれぞれ認証評価を受け大学は適合、短大は適格の認定を受けている。 学科FD会議及びSD委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っており、令和2年12月25日に開催した岡山学院大学・岡山短期大学FD・SDワークショップでその結果を報告し教職員及び外部の評価者による評価を受けた。また、毎年本学の規程に基づく自己点検・評価報告書を作成し、本学公式ウェブサイトにて公表している。
2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	○	自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画（平成30年度～令和4年度（5カ年））を実施するプロジェクトチームの実施計画に活かされている。
3) 原田学園の中期的な計画のうち、岡山学院大学・岡山短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○	

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に岡山学院大学・岡山短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって岡山学院大学・岡山短期大学の向上・充実に寄与するものである。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 学長は、原田学園が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	○	学長は以下の学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 学長となる者は、建学の精神を継承し、学園創立者の教育理念を理解尊重し、学園及び大学の伝統と特色とを重んじ、私立学校教育の特性を理解できる教育者でなければならない。また、教育基本法と私立学校法の精神を体し、経営基盤の健全性と公共性を尊重できる者でなければならない。その他、次の各項に抵触する者であってはならない。
2) 学長は、建学の精神及び岡山学院大学・岡山短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	○	1. 法律で定める刑罰を受けた者 2. 非合法的政治活動に従事した者 3. 経済的破綻者 4. 心身に著しく障害のある者 5. その他理事会において不相当と認められた者

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。岡山学院大学・岡山短期大学の向上・充実のために、教授会をはじめとする教員組織を整える。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 岡山学院大学・岡山短期大学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	○	<p>管理運営体制は、学長の下に大学、短期大学の教員組織及び事務部で運営体制を整えている。また学長の下にFD委員会、学生相談室運営委員会、奨学生選考委員会、図書館委員会等各種委員会を設置し、適切な管理運営に努めている。</p> <p>本学の教授会は、教授会規程に則って学長及び専任の教授をもって構成し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。</p>
2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。		
①学生の入学、卒業及び課程の修了	○	<p>(1) 学生の入学に関すること (2) 課程修了および卒業認定に関すること (3) 学位の授与に関すること (4) 教育課程の編成に関すること (5) 学生の懲戒に関すること (6) 教育職員の資格審査についてのこと (7) 学則その他関係の規程の制定・改廃についてのこと (8) 諸施設の新設・改廃についてのこと (9) 学生の退学・休学・再入学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生についてのこと (10) 大学の行事に関すること (11) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めたこと</p>
②学位の授与	○	
③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	○	

3. 教職員の資質向上

(1) 岡山学院大学・岡山短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、岡山学院大学・岡山短期大学は、教職員の資質向上に努める。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○	<p>全学を挙げてFD活動に取り組んでおり、FD委員会規程を明確に定め、大学及び短期大学でFD委員会を構成し、FD活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。</p> <p>その結果を毎年12月に岡山学院大学・岡山短期大学FD・SDワークショップを開催し、全学レベルで成果の共有化を図っている。</p> <p>SD委員会規程を整備しSDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。専任事務職員の全員でもってSD委員会を組織することとなっているが、大学及び短期大学の教員も3名ずつSDに参加し教職協働に努めている。</p>
2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○	
3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	○	<p>令和2年12月25日に開催した岡山学院大学・岡山短期大学FD・SDワークショップにおいても教職員相互の意見交換及び討論を通じて、教職協働での職務遂行を全学で共有している。</p>

第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信

(1) 原田学園は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 原田学園は、法令に基づき、下記の情報を公開している。		
①財産目録	○	私立学校法の規定に基づき、本学公式ウェブサイトの「情報公開」に左記の全ての情報を掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。
②貸借対照表	○	
③収支計算書	○	
④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）	○	
⑤監事による監査報告書	○	
⑥役員等名簿	○	
⑦寄附行為	○	
⑧役員報酬の基準	○	
2) 1)の情報について、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	○	
3) 原田学園は、法令に基づき、1)の内容を公表している。	○	
4) 原田学園は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	○	

(2) 岡山学院大学・岡山短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

確認項目	遵守状況	取組内容
1) 岡山学院大学・岡山短期大学は、下記の情報を公表している。	○	学校教育法施行規則の規定に基づき、本学公式ウェブサイトの「情報公開」に左記の全ての教育情報を掲載している。
①教育研究上の目的及びi)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針		
②教育研究上の基本組織		
③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績		
④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等		
⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画		
⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準		
⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境		
⑧授業料、入学料その他徴収する費用		
⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援		